

山口大学における教育の内部質保証に関する要綱

令和3年3月19日
学長裁定
令和3年12月27日一部改正
令和4年4月28日一部改正
令和4年6月6日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、山口大学(以下「本学」という。)において、教育研究活動（研究活動に根ざした教育活動を含む。）の質及び学生の学修成果の水準等について定期的・継続的な自己点検・評価を実施し、自主的・自律的にその質を自ら保証する（以下「教育の内部質保証」という。）ために必要な事項を定めることを目的とする。

(実施・責任体制)

第2条 教育の内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、統括責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 教育の内部質保証に関して中核となる委員会は、国立大学法人山口大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）とする。
- 3 教育の内部質保証に関する自己点検・評価の責任者として、自己点検・評価責任者を置き、副学長（大学評価担当）をもって充てる。
- 4 教育の内部質保証は、教育課程、学生支援、学生受入、教職課程、教育施設及び教育設備の区分により実施し、それぞれの内部質保証を担当する責任者（以下「推進責任者」という。）及び委員会等は、別表1のとおりとする。
- 5 推進責任者は、担当する教育の内部質保証に関し必要な活動を行う。
- 6 教育課程ごとの教育の内部質保証の責任者（以下「教育課程責任者」という。）は別表2のとおりとする。
- 7 教育課程責任者は、推進責任者と連携し、各教育課程における教育の内部質保証に関し必要な活動を行う。

別表1

| 担当する教育の内部質保証の区分 | 推進責任者 | 委員会等 |
|-----------------|-------------|---------------|
| 教育課程 | 副学長（教育学生担当） | ・教学マネジメント調整会議 |

| | | |
|-----------|--------------|------------------------|
| | | ・教学委員会 |
| 学生支援 | 副学長（教育学生担当） | ・教学委員会 ・留学生委員会 |
| 学生受入 | 副学長（教育学生担当） | ・入試委員会 ・大学院入試委員会 |
| 教職課程 | 副学長（教育学生担当） | ・教職センターハイク ・教職課程委員会 |
| 教育施設 | 副学長（財務施設担当） | ・施設環境委員会 |
| 教育設備（図書館） | 副学長（学術基盤担当） | ・図書館専門委員会 |
| 教育設備（ICT） | 副学長（情報化推進担当） | ・情報基盤整備委員会 |

別表 2

| 学部・研究科等 | 教育課程 | 教育課程責任者 |
|---------------|------------|---------|
| | 学科・専攻等 | |
| 【学士課程】 | | |
| 人文学部 ※ | 人文学科 | 人文学部長 |
| 教育学部 ※ | 学校教育教員養成課程 | 教育学部長 |
| 経済学部 ※ | 経済学科 | 経済学部長 |
| | 経営学科 | |
| | 観光政策学科 | |
| 理学部 ※ | 数理科学科 | 理学部長 |
| | 物理・情報科学科 | |
| | 化学科 | |
| | 生物学科 | |
| | 地球圏システム科学科 | |
| 医学部 | 医学科 | 医学部長 |
| | 保健学科 | |
| 工学部 ※ | 機械工学科 | 工学部長 |
| | 社会建設工学科 | |
| | 応用化学科 | |
| | 電気電子工学科 | |
| | 知能情報工学科 | |
| | 感性デザイン工学科 | |
| | 循環環境工学科 | |
| 農学部 ※ | 生物資源環境科学科 | 農学部長 |
| | 生物機能科学科 | |
| 共同獣医学部 | 共同獣医学科 | 共同獣医学部長 |

| | | |
|-------------------|-------------------------------|--------------|
| 国際総合科学部 | 国際総合科学科 | 国際総合科学部長 |
| ひと・まち未来共創学環 | | ひと・まち未来共創学環長 |
| 教育支援センター | 共通教育 | 教育支援センター長 |
| 【修士課程】 | | |
| 人間社会科学研究科 ※ | 人文科学専攻 | 人間社会科学研究科長 |
| | 臨床心理学専攻 | |
| | 経済学・経営学専攻 | |
| | 共創科学専攻 | |
| 創成科学研究科 | 山口大学・カセサート大学 国際連携農学生命科学専攻 | 創成科学研究科長 |
| 【博士前期課程】 | | |
| 医学系研究科 | 保健学専攻 | 医学系研究科長 |
| 創成科学研究科 ※ | 基盤科学系専攻 | 創成科学研究科長 |
| | 地球圏生命物質科学系専攻 | |
| | 機械工学系専攻 | |
| | 建設環境系専攻 | |
| | 化学系専攻 | |
| | 電気電子情報系専攻 | |
| | 農学系専攻 | |
| 【博士後期課程】 | | |
| 医学系研究科 | 保健学専攻 | 医学系研究科長 |
| 創成科学研究科 | 自然科学系専攻 システム・デザイン工学系 専攻 | 創成科学研究科長 |
| | 環境共生系専攻 | |
| | 物質工学系専攻 | |
| | ライフサイエンス系専攻 | |
| | | |
| 【後期3年博士課程】 | | |
| 東アジア研究科 | 東アジア専攻 | 東アジア研究科長 |
| 【博士課程】 | | |
| 医学系研究科 | 医学専攻 | 医学系研究科長 |
| 共同獣医学研究科 | 獣医学専攻 | 共同獣医学研究科長 |
| 【専門職学位課程】 | | |
| 教育学研究科 ※ | 教職実践高度化専攻 | 教育学研究科 |
| 技術経営研究科 | 技術経営専攻 | 技術経営研究科長 |

※は教職課程を有する学部・研究科を示す。

(教育の内部質保証に関する項目)

第3条 教育の内部質保証に関する項目は、別表3のとおりとする。

別表3

| 推進責任者 | 項目 |
|--------------|---|
| 副学長（教育学生担当） | ① 3つのポリシー（学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針）に関すること。 ② 教育課程の編成に関すること。 ③ 授業形態、学修指導法に関すること。 ④ 履修指導、学習支援に関すること。 ⑤ 成績評価に関すること。 ⑥ 卒業（修了）判定に関すること。 ⑦ 学修成果に関すること。 ⑧ 学生支援に関すること。 ⑨ 学生受入に関すること。 ⑩ 教職課程に関すること。 |
| 副学長（財務施設担当） | ⑪ 教育施設に関すること。 |
| 副学長（学術基盤担当） | ⑫ 教育設備（図書館）に関すること。 |
| 副学長（情報化推進担当） | ⑬ 教育設備（ICT）に関すること。 |

(教育の内部質保証に関する自己点検・評価の実施)

第4条 自己点検・評価は、原則として客観的なデータに基づき行う。

- 2 自己点検・評価の実施にあたっては、第三者等の外部からの意見（国立大学法人評価における評価結果で記載された意見、認証評価における評価結果で記載された意見、設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事からの意見、会計監査人からの意見及び経営協議会等の外部委員からの意見）を活用するとともに、関係者（学生・卒業生（修了生）・教職員等）からの意見を聴取り活用するものとする。
- 3 推進責任者は、担当する教育の内部質保証について、自己点検・評価を実施するものとし、自己点検・評価方法は推進責任者が別に定める。
- 4 推進責任者は、前項で実施した自己点検・評価の状況を別表1の委員会等において確認し、自己点検・評価責任者に報告する。
- 5 自己点検・評価責任者は、推進責任者から報告があった自己点検・評価の状況について、評価委員会において確認・検証の上、自己点検評価書を策定し、統括責任者に報告する。
- 6 自己点検・評価責任者は、原則として毎年度推進責任者と連携し、機関別認証評価機関が定める評価基準等を参照した自己点検・評価を実施する。

(自己点検・評価結果に基づく改革・改善の方法)

第5条 推進責任者は、自己点検・評価結果（第三者等の外部からの意見を含む。）に基づき、改善が

必要と認められるものについては、改善案を策定し、自己点検・評価責任者に提出する。

- 2 自己点検・評価責任者は、評価委員会において推進責任者から提出のあった改善案を検証し、統括責任者に報告するものとする。
- 3 自己点検・評価責任者から報告を受けた統括責任者は、改善策を決定し、自己点検・評価責任者に改善を指示する。
- 4 統括責任者から改善指示を受けた自己点検・評価責任者は、評価委員会において、推進責任者に改善を指示する。
- 5 自己点検・評価責任者から改善指示を受けた推進責任者は、別表1の委員会において、改善を実施するとともに、その進捗状況を自己点検・評価責任者に報告する。
- 6 自己点検・評価責任者は、推進責任者から報告のあった改善の進捗状況を統括責任者に報告するものとする。
- 7 統括責任者は、教育の内部質保証に関し必要な事項については、教育研究評議会で審議するものとし、重要な事項は役員会で議決するものとする。

(自己点検・評価結果の公表)

第6条 統括責任者は、自己点検・評価の結果に基づき、自己点検評価書を確定し、本学ホームページにより公表する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 山口大学大学院学則の一部を改正する学則(令和7年規則第5号)附則第2項の規定により人文科学研究科人文科学専攻並びに教育学研究科学校臨床心理専攻並びに経済学研究科経済学専攻及び企業経営専攻が存続する間の当該専攻における教育課程責任者は、この要綱による改正後の山口大学における教育の内部質保証に関する要綱別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。